

■第5次三田市障害者福祉基本計画の実施状況

「第5次三田市障害者福祉基本計画」では、5つの基本目標、47項目にわたる施策を掲げました。庁内の関係各課における進捗状況の把握と自己評価を行ったところ、各施策の達成状況は下記の通りでした。

拡充が図れた取組が多くある一方で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり想定どおりに実施できなかった取組もありました。また、障害に対する理解啓発では、市広報誌やイベント等を通じた啓発を進めてきましたが、アンケート結果からは市民周知が行き届いていない現状も見られました。

【成果指標の評価基準】

◎:目標を達成した ○:目標は達成していないが改善している(変動率10%以上)

△:変化がない(変動率±10%未満) ▲:悪化している(変動率-10%以上) -:評価困難

基本目標1 生活支援の充実

全ての障害のある人が、家庭や地域社会の中で安心して暮らし、自立した生活をおくることができるよう、ライフステージや障害の状況、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実に努めるとともに、サービス事業者、関係機関・団体等と連携しながら総合的に支援施策を展開します。

(1) 保健・医療体制の充実

- ① 健康管理の推進
- ② 医療に係る経済的支援
- ③ 地域医療との連携体制の整備検討

【実施状況と課題】

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響もあり、健(検)診の受診率が低下したが、集団健診WEB予約システムの導入等により、受診しやすい環境の整備に取り組んだ。
- ◆重度障害者等の医療費や障害の除去または軽減のための手術等に係る医療費を一部助成することで、安心して医療を受けられる体制を整備した。
- ◇地域移行連絡会において、精神障害者支援センターや保健所、相談支援専門員、ケースワーカー等の関係者で、支援体制や地域移行に向けた取り組みを協議した。今後は、精神障害の措置入院患者への取り組みを病院と連携して進める必要がある。

(2) 福祉サービスの充実【重点】

- ① 訪問系サービス
- ② 日中活動系サービス
- ③ 地域生活支援拠点の検討
- ④ 生活の場の確保
- ⑤ 地域生活支援事業等
- ⑥ 生活安定のための支援
- ⑦ 障害サービス事業の人材育成・確保

【実施状況と課題】

- ◆訪問系・日中活動系の障害福祉サービスでは、本人の利用意向を尊重しながら、個人に適した支援内容を検討・決定した。また、地域生活支援事業では、国や近隣他市の動向を把握し、支給要件の緩和や内容の拡充を行った。
- ◇地域生活拠点等の5つの機能のうち、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の4機能の整備を行った。残る「体験の機会・場」の機能を担う事業所の設置を進めていく。
- ◇グループホーム整備に関する支援や、グループホーム入居者への家賃助成により、地域生活の場の確保を進めているが、利用希望者は増加傾向にあり、引き続き整備に向けた取組が必要である。
- ◇障害者基幹相談支援センターが主体となり相談支援事業所連絡会を毎月開催し、制度理解や事例検討、困りごとの相談などを行い、相談員相互の関係性構築や課題解決の場とすることで資質向上を図っていく。

【成果指標】

指標名	実績			目標	評価
	H28	R2	R5	R5	
1. 施設からの地域移行者数	5人	8人 (累計)	15人 (累計)	12人 (累計)	◎
2. 地域生活支援拠点の検討	未整備	整備済 (2機能)	整備済 (4機能)	面的体制 整備	○

< 第6次三田市障害者福祉基本計画での取り組み >

- 基本目標1「生活支援の充実」に継承して取り組む
- (拡充項目) 障害福祉サービス事業の人材育成・確保
- (新規項目) 家族の負担軽減、ヤングケアラーへの支援

基本目標2 地域で支え、健やかに成長できる基盤の確保

障害のある子どもの個性や能力を最大限に生かすため、療育体制を充実するとともに、一人ひとりの個性に応じて、乳幼児期から卒業までにわたる一貫した療育・保育・教育を推進します。

また、小地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族も含め、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成を目指します。

(1) 療育・教育体制の充実【重点】

- ① 障害の早期発見と療育体制
- ② 障害児通所支援
- ③ 障害児療育センターの運営
- ④ 多様な育ちの場の確保
- ⑤ 特別支援教育等の推進

【実施状況と課題】

◆妊娠期から子育て期における総合相談窓口（チャッピーサポートセンター）を本庁のほか3か所に開設し、保健師を中心に、助産師や保育士など多職種が、保護者からの幅広い相談内容に対応した。また、令和5年度からは子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターを設置し、母子保健事業・児童福祉事業で連携した相談体制の充実を図った。

◆障害児療育センターでは、個別の障害程度や状態に応じた専門的な療育支援を行った。また、保育所・幼稚園等で特別な配慮を必要とする子どもには、加配職員の配置や、子どもへの関わり方や具体的な支援について指導助言を行い、環境の整備を行った。

◇特別支援教育サポートセンターに専任のコーディネーター2人を配置し、より多様な相談に早期から対応し、個に応じた適切な指導・支援の充実を図った。一方で、特別な支援を要する児童・生徒は増加しており、指導員等の人材の確保が課題である。

(2) 地域福祉活動の推進

- ① 地域活動の担い手の育成
- ② ボランティア活動への参加促進

【実施状況と課題】

◆ヘルプマーク・カードは、電子申請による申請が可能となり、配布件数が増加した。

◇ボランティア活動に関するイベントや住民同士の集いの場を設けることで、ボランティア活動を行うきっかけづくりとなった。ボランティア活動の担い手不足やそれに伴う特定の地域活動者への負担集中が課題であり、障害者等を含むあらゆる当事者も、活動者・支援者として地域の中で関係構築を行えるよう、担い手不足の解消に向けて支援を行っていく。

【成果指標】

指標名	実績			目標	評価
	H28	R2	R5	R5	
1. 3歳児健康診査受診率	97.6%	98.8%	97.8%	98.0%以上	○
2. 地域で行われた行事や活動への参加割合（18歳以上の障害のある人）	43.6%	41.6%	31.2%	50.0%	▲

※（2）のR5年度数値はR4年度実施アンケート結果による。

< 第6次三田市障害者福祉基本計画での取り組み >

- 基本目標2「健やかに成長できる環境の整備」、基本目標4「共に生きるまちづくりの推進」に継承して取り組む
- （新規項目）インクルーシブ教育システムの構築
- （新規項目）福祉教育の推進、成長過程に応じた連携体制の構築
- （新規項目）地域福祉活動への支援

基本目標3 障害のある人の雇用促進

障害のある人が、働くことを通じて経済的な基盤を得るとともに、自信や喜び、生きがいを見出し、自分らしく生活できるよう、福祉・教育・労働の各関係機関が連携して、生活・就労・雇用における一体的な支援体制づくりを推進します。

（1）就労支援体制の充実【重点】

- ① 障害者就業支援センターの運営
- ② 障害者雇用に関する啓発・制度の周知
- ③ 各種実習先の確保と活用
- ④ 市における障害者雇用
- ⑤ 合同面接会の開催

【実施状況と課題】

- ◆障害者就業支援センターにおいて、ハローワーク等関係機関と連携しながら、就業支援、就職後のフォロー、離職後のケア、就労継続のための相談事業を実施した。引き続き、教育機関や事業所等と連携した支援を行っていく。
- ◇市における障害者雇用については、正規職員・非常勤職員ともに継続的な採用を行った。今後は、受け入れ職場の環境整備や本人の適性に応じた業務の切り出しなどに取り組む必要がある。

（2）多様な働く場の確保

- ① 障害者施設等への優先調達
- ② 障害者ワークチャレンジ事業実行委員会への支援
- ③ 地域共生フェスティバルの開催

【実施状況と課題】

- ◆障害者就労施設等からの優先調達推進について庁内での認知が進み、実績が伸びた。
- ◇障害者ワークチャレンジ事業において、障害者授産製品等を販売するアンテナショップ「キラリ」を本庁舎に開設したほか、庁内の軽作業を請け負うなど、様々な場面での福祉就労の確保に努めた。今後は仕事の範囲の拡大を目指していく。

【成果指標】

指標名	実績			目標	評価
	H28	R2	R5	R5	
1. 法定雇用率を上回る実雇用率に加えて、法定雇用率に算定されない非常勤職員について、知的、精神障害のある人の雇用を促進	知的・精神障害者雇用人数				◎
	0人	0人	5人 (R6.4.1)	2人	
2. 優先調達件数、金額	7件 4,700千円	24件 5,165千円	27件 9,207千円	10件 6,500千円	◎

< 第6次三田市障害者福祉基本計画での取り組み >

- 基本目標3「就労や社会参加への支援」に継承して取り組む
- （新規項目）農福連携の推進、様々な分野での就業機会の確保

基本目標4 社会参加の促進

障害のある人が、地域のなかで自立した生活をおくり、様々な活動に主体的に参加しやすくなるよう、障害のある人に配慮したまちづくりを推進するとともに、全ての市民が差別や偏見を取り除いて互いに理解を深めながら、ともに支えあい、助けあえる社会づくりを進めます。

(1) 意思疎通及び外出支援の充実

- ① 障害の特性に応じた情報の提供
- ② 手話通訳者、要約筆記者の派遣及び養成
- ③ 外出支援事業
- ④ 福祉のまちづくりの推進

【実施状況と課題】

- ◆図書館において、紙媒体での読書が困難な利用者に対し、録音図書や音声読み上げ機能のある電子書籍等の提供を行うなど、障害特性に応じた情報提供を行った。
- ◆意思疎通支援事業において、遠隔手話通訳対応のほか、テレビ電話対応サービスを実施した。
- ◇重度障害者向けにタクシー利用料金の助成を行い、障害者の外出支援を行った。また、コロナ禍以降は移動支援事業の利用者が増加しており、ニーズが高まっている。外出時の支援のほか、外出しやすい環境整備にも取り組んでいく必要がある。

(2) 障害への理解促進【重点】

- ① 手話言語条例に係る普及・啓発事業
- ② 市職員、教職員の障害に対する理解の促進
- ③ 市民への障害に対する理解促進、普及啓発
- ④ 当事者や障害福祉関係施設、市民団体等による普及・啓発
- ⑤ 障害のある人に対する合理的配慮の周知・啓発
- ⑥ 共生教育の推進

【実施状況と課題】

- ◆市広報誌やホームページで手話に関する継続的な啓発を行ったほか、庁内に手話推進員（SHUWAFF）を配置し、市職員への手話理解促進にも力を入れて取り組んだ。
- ◇市職員に対して、障害に関する理解を深めるための各種研修を行っているが、市民サービス提供時の合理的配慮だけではなく、共に働く障害者採用の職員への配慮や職場環境の整備についても研修等を通じて啓発していく必要がある。
- ◇市民向けには、全戸配布の人権啓発誌「人権さんだ」で障害のある人の人権問題を含め、幅広く啓発を行った。また、市ホームページや市広報誌において、合理的配慮の周知・啓発を進めているが、理解が進むようさらなる啓発が必要である。

(3) スポーツ・文化活動等の展開

- ① スポーツを通じたノーマライゼーションの推進
- ② 障害のある人の文化活動
- ③ 障害のある人のスポーツ活動

【実施状況と課題】

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ等のイベントや教養講座の開催ができない時期もあったが、感染症対策を講じながら再開し、活動機会の充実を図った。
- ◆さんだファミリースポーツカーニバル&市民チャレンジデーにおいて、年齢や障害に関係なく誰もが参加できる機会を提供し、障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの振興を図った。
- ◇市民文化祭や障害者交流サロン等では、日頃の成果を発表する機会を通じて相互理解が進められた。また、視覚障害者向け教養講座では当事者の意見を取り入れたプログラムづくりを行った。今後も、当事者が主体的に参加できる活動機会の充実を図っていく。

【成果指標】

指標名	実績			目標	評価
	H28	R2	R5	R5	
1. 手話奉仕員養成講座、手話教室等の受講者数の増加	45人	98人 (延べ 454人)	310人 (延べ 1,132人)	延べ 受講者数 1,000人	◎

2. 「障害のある人への対応や理解が足りている」と答える障害のある人の割合	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	▲
	38.4%	36.2%	37.5%	50.0%	
3. スポーツ等をしている障害のある人の割合	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	▲
	47.1%	44.9%	40.2%	50.0%	
3. スポーツ等をしている障害のある人の割合	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	▲
	14.6%	12.4%	9.3%	20.0%	
3. スポーツ等をしている障害のある人の割合	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	▲
	12.5%	—	6.2%	20.0%	

※ (2) (3) のR5年度数値はR4年度実施アンケート結果による。

< 第6次三田市障害者福祉基本計画での取り組み >

- 基本目標4「共に生きるまちづくりの推進」、基本目標3「就労や社会参加への支援」に継承して取り組む
- (新規項目) 支えあえる地域づくり、障害の特性に応じた合理的配慮の提供の推進
- (新規項目) 生涯を通じた多様な学習活動の充実、障害者の自立と社会参加の促進
- (新規項目) 社会参加のためのコミュニケーション支援の充実、デジタル技術の利活用

基本目標5 権利擁護と相談体制の充実

障害種別や施策分野に応じた相談機能の充実を図るとともに、緊急時等における支援体制づくりに努めます。また、成年後見制度など権利擁護の推進、障害のある人への差別の解消、虐待の防止に向けた取組を進めます。

(1) 情報提供・相談支援体制の充実【重点】

- ① 障害者総合相談窓口の運営
- ② サービス等利用計画相談支援事業
- ③ 地域自立支援協議会の開催

【実施状況と課題】

- ◆ 障害者総合相談窓口「きいてネット」を開設し、総合的・専門的な相談ができるよう、支援体制の強化を図った。
- ◇ サービスを必要とする利用者に対し、相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成するなど適切なサービスが選択できるよう支援しているが、相談員の人数が少なく、特に障害児については待機が生じている。
- ◇ 地域自立支援協議会に課題検討部会を設け、障害者の身近な困りごと等について掘り起こしを行うなど、活発な議論を行った。今後は、議論の内容を施策に反映させる仕組みが必要となる。

(2) 緊急時等の支援体制整備

- ① 避難行動要支援者支援事業
- ② 障害の特性に応じた緊急時の対応検討
- ③ 避難確保計画の作成等の支援

【実施状況と課題】

- ◆福祉避難所における要支援者の受け入れ体制の整備や、備蓄品の調整等を進めた。
- ◇避難行動要支援者支援制度について、地域団体等との協定を締結した。今後も、引き続き要支援者一人ひとりに応じた個別避難計画の作成を進めていくことで、共助のまちづくりを推進する必要がある。

(3) 権利擁護と差別解消の推進

- ① 権利擁護・成年後見支援の実施
- ② 障害者虐待防止の体制整備
- ③ 障害者差別解消に係る取組

【実施状況と課題】

- ◆虐待通報があれば関係機関と連携して事実確認を行い、二次被害が発生しないよう被害者の権利侵害の阻止を講じている。また障害者基幹相談支援センターにより、事業者だけではなく障害当事者に対する虐待研修を行った。
- ◇事業所職員や市職員を対象として、障害者差別に関する研修会を行っているほか、全小・中学校において、障害者差別解消をテーマにした学習を行った。今後も、幅広い対象者に継続的な研修を行っていくことで、差別解消につなげていくことが求められている。

【成果指標】

指標名	実績			目標	評価
	H28	R2	R5	R5	
1.「どこに相談したらいいかわからない」と答える障害のある人の割合	18歳以上 14.5%	18歳以上 14.8%	18歳以上 18.8%	18歳以上 10.0%	▲
	18歳未満 23.9%	18歳未満 19.5%	18歳未満 18.4%	18歳未満 20.0%	◎
2.「災害時の避難場所を知っている」と答える障害のある人の割合	18歳以上 66.3%	18歳以上 73.6%	18歳以上 65.0%	18歳以上 70.0%	▲
	18歳未満 59.1%	18歳未満 78.0%	18歳未満 73.7%	18歳未満 65.0%	◎
3.「障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」と答える障害のある人の割合	18歳以上 45.1%	18歳以上 51.7%	18歳以上 59.9%	18歳以上 40.0%	▲
	18歳未満 73.8%	18歳未満 65.8%	18歳未満 81.5%	18歳未満 50.0%	▲

※(1)～(3)のR5年度数値はR4年度実施アンケート結果による。

< 第6次三田市障害者福祉基本計画での取り組み >

- 基本目標5「権利擁護と相談体制の充実」に継承して取り組む
- (新規項目) 情報アクセシビリティの向上
- (拡充項目) 障害者虐待防止に係る取組